

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

項	種 類	口 径	単 位	給水装置修繕単価〔円〕	
				昼 間	夜 間
1	給水栓取替工(各種)	25mm以下	1箇所につき	1,174	1,760
(1)給水栓を取外し、新たに継足ソケットを使用した場合、プラグ止めをした場合、給水栓の上部を取替えた場合もこの項を適用する。 (2)立水栓および水栓柱と同時にユニオンナットを取替えた場合、または既設の給水栓を水栓柱に取替えた場合は、給水栓取替工(各種)の他に、7項～9項〔給水管加修工〕0.5m分を別途徴収する。 (3)取替えの際のユニオンパッキン取替えは無料。 (4)水栓柱取替えに際し掘削したものは、18項～22項〔掘削工〕も別途徴収する。 (5)他の修繕項目と同一修繕箇所内で取替えた場合は徴収しない。(立水栓・水栓柱は除く) (6)水栓柱と給水栓を同一修繕箇所内で取替えた場合は1箇所分のみ徴収する。					
2	止水栓取替工	25mm以下	1箇所につき	1,697	2,545
3	〃	30mm以上 50mm以下	1箇所につき	3,536	5,303
(1)給水管の継手を伴う場合は、7項～9項〔給水管加修工〕0.5m分を別途徴収する。 (2)新たに止水栓を設置した場合もこの項を適用する。 (3)次の場合は修繕料は徴収しない。 ア. 口径40mm以下の機能不良による止水栓の取替修繕でメータ外部に設置してあるもの。 イ. ユニオンパッキンの取替え。 ウ. 給水管加修工と同一箇所ですべて同時に施工した場合。					
4	コマ・パッキン類取替工(各種)	25mm以下	1箇所につき	1,131	1,697
5	〃	30mm以上 50mm以下	1箇所につき	2,961	4,442
(1)取替えに必要な材料費(止水栓コマ、ユニオンパッキン等)は無料。 (2)コマパッキンの取替えを含む。 (3)取替えに必要なユニオンパッキン(分水栓、止水栓、アングル止水栓、ハンド止水栓、水栓柱、メータ、ビニル管用接合ユニオン等のユニオンパッキン等)は無料とする。 (4)止水栓上部の取替えをした場合もこの項を適用する。 (5)フレキシブル継手及びフレキシブル管を単体で取替えをした場合もこの項を適用する。					
6	〃	75mm以上	1箇所につき	14,145	21,215
(1)取替えに要する材料費(グラントパッキン・ボルト・フランジパッキン等)を別途徴収するが、28項〔ボルト・フランジ・パッキン類取替工(各種)〕は徴収しない。					
7	給水管加修工	25mm以下	1mにつき	2,845	4,268
8	〃	30mm以上 50mm以下	1mにつき	4,085	6,126
9	〃	75mm	1mにつき	5,409	8,112
(1)給水管加修工はビニル管、鉛管、鋼管、銅管を修繕した場合に適用する。 (2)直管の使用延長を口径別に合算した合計延長を次のとおり端数処理を行う。 ア. 0.5m以下は0.5mに切上げる。 イ. 0.5mを超え2.5m以下は小数第2位を切上げ、小数第1位まで計上する。 ウ. 2.5mを超えるものは、2.5mに切捨てる。(材料費は使用延長分を徴収する) エ. 項が異なる口径を同時に修繕した場合、合計延長が0.5m以下の場合は口径の大きい項を適用し、合計延長が0.5mを超える場合はそれぞれの項に実数(小数第1位まで)を乗じる。 合計延長が2.5mを超える場合は口径の大きい項の実数(小数第1位まで)から計上する。 ただし、合計延長が2.5mを超える場合で、口径の大きい項の延長が0.5m以下のときは、この項を0.5mに切上げ、他の項から切上げ延長の差分を差し引きする。 (計上例)直管をそれぞれ、25mm×2.3m、40mm×0.4m使用し、修繕を行った。 ⇒合計延長:2.3m+0.4m=2.7m ⇒計上数量:8項を0.4m→0.5m(切上げ)と7項を2.3m-(0.5m-0.4m:差引分)=2.2m (3)直管を使用しないで修繕した場合は、修繕箇所1箇所につき0.5mとする。 (4)フランジ(50mm以下)接合含む。 (5)取替えに必要な材料費(フランジパッキン、ボルトナット等)を別途徴収するが、28項〔ボルト・フランジ・パッキン類取替工(各種)〕は徴収しない。 (6)ビニル管用鋳鉄継手、鋼管継手(ネジ接合、フランジ接合)及び鋳鉄管の修繕については10項～12項〔給水管継手工(各種)〕を適用する。 (7)フレキシブル継手及びフレキシブル管の延長は計上しない。					

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

項	種 類	口 径	単 位	給水装置修繕単価〔円〕	
				昼 間	夜 間
10	給水管継手工(各種)	125mm以下	1箇所につき	13,471	20,205
11	〃	150mm以上 200mm以下	1箇所につき	18,252	27,375
12	〃	250mm以上	1箇所につき	25,718	38,573
(1)給水管継手工(各種)とは、鑄鉄管の継手(メカニカル接合、タイトン接合、フランジ接合)、 ビニル管用鑄鉄継手及び鋼管継手(ネジ接合、フランジ接合)をいう。 (2)ビニル管用鑄鉄継手、割継ぎ輪、漏水防止金具の継手数は1箇所とする。 (3)継ぎ輪の継手数は2箇所とする。 (4)取替えに必要な材料費(フランジパッキン、ゴム輪、ボルトナット等)を別途徴収するが、 28項[ボルト・フランジ・パッキン類取替工(各種)]は徴収しない。 (5)各種給水管の継手部締直しについてもこの項を適用する。					
13	鑄鉄管切断工	125mm以下	1箇所につき	11,316	16,972
14	〃	150mm以上 200mm以下	1箇所につき	16,974	25,458
15	〃	250mm以上	1箇所につき	22,632	33,944
(1)T字管の撤去等、撤去管引揚げのための管切断は計上しない。					
16	ボックス類取替工(各種)	各 種	1箇所につき	1,414	2,121
(1)メータの一次側に設置している止水栓ボックス、制水弁ボックス(※代替品がある場合のみ)は無料と する。(給水装置関係規定集 第5章の「給水装置の無料修繕範囲」についての細目」を参照の こと。) (2)給水管加修工と同一箇所と同時に施工した場合の止水栓(50mm以下)ボックスの設置では この項は計上しない。 (3)蓋のみの取替時もこの項を適用する。					
17	メータ・消火栓・制水弁室補修工	各 種	1箇所につき	14,145	21,215
(1)メータ室コンクリートブロック、制水弁室コンクリートブロック、消火栓室コンクリートブロック等の積直し、 補修等に適用する。					
18	掘削工	25mm以下	1mにつき	3,529	5,294
19	〃	30mm以上 50mm以下	1mにつき	5,592	8,388
20	〃	75mm以上 125mm以下	1mにつき	18,640	27,960
21	〃	150mm以上 200mm以下	1mにつき	25,630	38,445
22	〃	250mm以上	1mにつき	32,620	48,930
(1)加修に伴う掘削延長で計上し、調査掘削では計上しない。 ただし、口径25mm以下において、止水栓、水栓柱、各種ボックス類の取替え、又は給水管継手工 だけで給水管取替を行わない場合は0.5m分を計上する。 (2)口径の異なる給水管を同時に修繕した場合は大きい方の口径を適用する。 (3)端数処理について 18項…0.5m以下は0.5mに切上げる。 0.5mを超え1.0mまでは1.0mに切上げる。 1.0mを超える場合、0.1m未満の端数は0.1m単位に切上げて計上する。 19項～22項…1.0m以下は1.0mに切上げる。 1.0mを超える場合、0.1m未満の端数は0.1m単位に切上げて計上する。 (4)修繕工事申込み1件に対し、複数箇所を掘削した場合は掘削延長を合計し、上記の端数処理を行う。 (5)壁等の簡易な取りこわし(床板、たたみ、板張り等の取外しは除く)もこの項を適用する。 (6)その他、掘削延長の取扱いについては、給水装置関係規定集 第5章の「給水装置の構造、工事 材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目別表第12「給水装置修繕料算定表」の解説に ついて」を参照すること。					
23	モルタル工	厚さ3cm	1m ² につき	2,574	3,600
(1)0.1m ² 未満の端数は切上げる。 (2)材料費を含む。					

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

項	種 類	口 径	単 位	給水装置修繕単価〔円〕	
				昼 間	夜 間
24	分水栓取替工	25mm以下	1箇所につき	9,335	14,001
(1)給水管の継手を伴う場合は、7項～9項〔給水管加修工〕0.5m分も別途徴収する。 (2)取替えに伴うパッキン取替えは無料。 (3)分水栓止め、サドル付分水栓の取替えもこの項を適用する。					
25	仕切弁取替工(分解加修)	150mm以下	1箇所につき	42,435	63,645
26	〃	200mm以上	1箇所につき	70,725	106,075
27	仕切弁・消火栓キャップ及び継足キー取替工	各種	1箇所につき	4,243	6,364
(1)取替えに必要な材料費(グランドパッキン・ボルト・フランジパッキン等)を別途徴収するが、 28項〔ボルト・フランジ・パッキン類取替工(各種)〕は徴収しない。					
28	ボルト・フランジ・パッキン類取替工(各種)	50mm以上	1箇所につき	6,223	9,334
(1)メータ取替え(既設開栓、故障及び検満取替)の場合は、材料費、取替料とも徴収しない。					
29	給水管凍結工	50mm以下	1箇所につき	29,454	38,928
30	〃	75mm以上	1箇所につき	60,178	72,762
(1)凍結工の箇所数は給水管断水のための凍結液注入を行った箇所数をいう。 (2)凍結箱設置のため掘削した場合は、18項～22項〔掘削工〕を別途計上する。 なお、修繕箇所と同一掘削内で作業した場合は計上しない。 (3)材料費含む。					
31	断水作業	350mm以下	1回につき	84,870	127,290
(1)修繕に伴い配水管を断水した場合に適用する。 (2)断水後の洗浄排水費用を含む。					
32	割T字管取付工	75mm以下	1箇所につき	22,632	33,944
33	〃	150mm以下	1箇所につき	36,777	55,159
(1)割T字管取替もこの項を適用する。 (2)防食コア取付工(材工共)を含む。					
34	—	—	—	—	—
35	給水管の簡易な補修(鉛管・銅管)	25mm以下	1箇所につき	無 料	無 料
(1)ピンホールの補修で、鉛管または銅管にできた穴(針の小穴程度)を、ろう接材修繕したもの。					

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

項	種	類	口	径	単	位	給水装置修繕単価〔円〕	
							上水道	工業用水道
36	漏水補償費		13mm	漏水1時間	561	164		
				漏水2時間	982	287		
				漏水3時間	1,403	410		
37	"		20mm	漏水1時間	1,403	410		
				漏水2時間	2,666	779		
				漏水3時間	3,928	1,148		
38	"		25mm	漏水1時間	2,385	697		
				漏水2時間	4,630	1,353		
				漏水3時間	7,016	2,050		
39	"		40mm	漏水1時間	7,717	2,255		
				漏水2時間	15,435	4,510		
				漏水3時間	23,152	6,765		
40	"		50mm	漏水1時間	13,611	3,977		
				漏水2時間	27,222	7,954		
				漏水3時間	40,833	11,931		
(1)漏水補償費は、宅地内メータの一次側において、第三者(解体工事業者等)の過失により給水装置が破損された際に適用し、漏水時間に応じた額を徴収する。 (2)漏水補償費は、昼夜で同一単価とする。 (3)上記によりがたい場合は、内規集「給水装置破損補償金事務処理要綱」並びに「給水装置破損補償金の算出方法及び事務処理について」を参照すること。								
1. 夜間単価の適用範囲は、次の日時に職員を派遣し修繕を行った場合とする。 ただし、市の都合による場合を除く。 (1)休日(大阪市職員就業規則の第6条に規定(下記参照))に施工したもの。 ア、日曜日及び土曜日、 イ、国民の日に関する法律に規定する休日、 ウ、12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、前号に掲げる日を除く。 (2)午後8時から翌朝午前9時までに施工したもの。 2. メータボックス蓋の取替えに係る修繕料は材料費・間接経費を徴収する。 3. 舗装道路の掘削、土砂の入替等を施工した場合は別表第7〔土砂入替工〕を適用する。 4. 継手工を伴う各種ユニオン類の取替えは給水管加修工のみ徴収する。 (各種ユニオン類とは、水栓ソケット、水栓エルボ、止水栓ユニオンナット、メータユニオンナット、ビニル管用接合ユニオン、鋼管接合ユニオン、ビニル管用ユニオンソケット等をいう) 5. この算出表にない修繕工事を施工した場合で設定を要するものは給水課へ照会すること。								